

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 外務省 ）

制 度 名	租税条約未締結国との締結促進					
税 目						
要 望 の 内 容	<p>租税条約ネットワークの拡大に向けて、関係省庁間の連携をより一層強化し、租税条約の締結促進に努める。</p>					
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>租税条約ネットワークの拡大に向けて、関係省庁間の連携をより一層強化し、租税条約の締結促進に努める。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>近年、国境を越えた経済活動を行う企業にとって、移転価格課税等による国際的な二重課税のリスクが高まる中、我が国と租税条約を締結していない国との間では二重課税の解消を図る制度（相互協議等）が必ずしも十分とはいえないことから、こうした未締結国との間で租税条約を締結することの必要性が増している。また、我が国政府当局にとっても脱税防止、適切な税收確保というメリットが認められる。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1019 1072 1219 1106">減収見込額 (平年度)</th> <th data-bbox="1219 1072 1490 1106">百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1019 1106 1219 2107"></td> <td data-bbox="1219 1106 1490 2107"></td> </tr> </tbody> </table>	減収見込額 (平年度)	百万円		
減収見込額 (平年度)	百万円					

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	
	政策の達成目標	
	租税特別措置の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	

これまでの 要望経緯	
---------------	--